

学校法人藤村学園
中期計画
(令和2年度～令和6年度)

令和4年3月

目 次

1	中期計画策定にあたって	2
2	建学の精神に基づく教育理念・教育目的	
2-1	建学の精神・理念	
(1)	建学の精神・理念	3
(2)	建学の精神・理念に基づく人間像等	3-4
2-2	教育目標	4-5
3	中期計画の方針・目標・施策	
3-1	教育	
(1)	教学マネジメントの流れ	5
(2)	三つのポリシーの見直し	5-6
(3)	教育改革の計画的推進	6-7
(4)	内部質保証システムの強化	7
(5)	アセスメント・ポリシー(学習成果の評価)	7-8
3-2	学生支援	
(1)	教育支援体制の構築	8-11
(2)	キャリア支援	11-12
(3)	教職支援	12-13
3-3	研究	
(1)	研究活動の充実	13
(2)	多様な外部資金の獲得	13-14
(3)	学内・学外との研究連携促進	14
(4)	時代の要請に応えた研究成果の社会還元	14
3-4	社会貢献	15
3-5	施設設備・キャンパス計画	
(1)	施設設備	16-17
(2)	キャンパス計画	17
3-6	大学運営	
(1)	人事	17-18
(2)	組織	18
(3)	人材育成	18-19
(4)	入試	19-20
(5)	広報	20-21
(6)	図書館	21-22
(7)	危機管理	22
3-7	財務	
(1)	財務計画	22-24
	別表「教学マネジメントの流れ」	25

1 中期計画策定にあたって

令和元年の私立学校法改正(令和2年4月1日施行)により、中期的な計画の策定が義務付けられた。このことに伴い、学校法人藤村学園(以下「本学園」という。)は、令和2年度～令和6年度に向かつての「中期計画」を取りまとめた。

大学を取り巻く環境は、18歳人口の減少及び大学定員管理の厳格化等により一層厳しさを増している。また、スポーツ及び健康に関する学部・学科の相次ぐ開設により体育系大学の入学者獲得競争が激化してきたこと並びに女性の高学歴化に伴う4年制大学への志向が強まってきたこととの関係で、短期大学の入学志願者の減少など、本学園にとって財政基盤の安定を確保するには厳しい状況といえる。こうした中、本学園では、事業計画及び中長期財務計画を策定し、これに基づき様々な改革に取り組んできた。

そして、従前の事業計画及び中長期財務計画を土台に課題や外部環境の変化等を勘案して、令和2年度から令和6年度までの「中期計画」を策定した。当該中期計画では、目標や施策をより具体的に示しており、これらを各年度の事業計画や予算編成に連動させることで、本学園の発展に一層効果的に作用させていく。

この中期計画は、本学園の今後の成長戦略を描き、さらに進化するための手段であり、役員から教職員に至るまで一貫して共有される中間目標点でもある。中期計画の着実な履行を通して、これまで培ってきた歴史と伝統を受け継ぎ、創立120周年、そして130周年も見据えて、本学園が社会に評価される学園として発展を続けていく。

中期計画を具体的に実施するに当たり、今年度は、令和2年度～令和11年度までの具体的な教学マネジメントを策定し記載した。また、財務計画は令和2年度～令和6年度まで、再度見直しを図った。

2 建学の精神に基づく教育理念・教育目的

本法人は、明治35(1902)年の創設以来、我が国の女子体育教師育成の先駆者として、「心身ともに健全で、質素で誠実、礼儀正しい女子体育指導者の育成」という本学設立の使命に沿った特色ある教育・研究活動を展開することにより、日本の体育・スポーツ、健康・体力づくりに貢献する有用な人材を数多く養成してきた。

本法人は、これからも建学の精神に基づく、私立大学としての使命を果たしていくために、適切なガバナンスを確保しつつ、時代の変化に対応した大学づくりを進める。

さらに、令和2年度、教育理念、教育目的を教育の質保証委員会で精査した。教育理念、教育目的を掲げ、更なる発展を目指していくこととする。

2-1 建学の精神・理念

(1) 建学の精神・理念

建学の精神

「心身ともに健全で、質素で誠実、礼儀正しい女子体育指導者の育成」

教育理念(令和2年度まで)

- ① 本学は、これまでに培ってきた「女性の特性に配慮し、女性の感性を生かした指導・学習理論」を基盤に、きめ細かな教育指導を行い、高い専門性を身に付けた、実践力のある人材を育成する。
- ② 本学は、時代の要請に応えることのできる、創造性豊かで、社会のあらゆる場で活躍できる有能な人材を育成する。
特に、次代を担う子ども達の教育に携わる人材を育成し、幼稚園、小学校、中学校、高等学校の教員を幅広く養成する大学としての使命を果たす。
- ③ 本学は、人間教育に力を入れ、知識・技能のみに偏しない、社会性や深い教養を身に付けた、人間性豊かな、知・徳・体のバランスのとれた人材を育成する。

教育理念(令和3年度から)

建学の精神に基づき、体育・スポーツの知の獲得と深い洞察力を身につけ、運動文化伝承の担い手として、凛とした次世代のリーダーとなる人材を育成します。

教育目的(令和3年度から)

・大学

本学は、体育・スポーツの専門的な知識・技能の教授、研究を通して、品格ある有能な女子体育指導者を養成するとともに、幅広い分野で社会の発展に貢献する人材を育成することを目的とする。

・短大

本学は、体育・スポーツの実践的な知識・技能の教授、研究を通して、品格ある有能な女子体育指導者を養成するとともに、幅広い分野で社会の発展に貢献する人材を育成することを目的とする。

(2) 建学の精神・理念に基づく人間像等

この建学の精神は、実質的な創始者である藤村トヨの「女性の感性を生かした体育の実践」という女性観、教育観により確立。現在でも大学は、これを重視している。そして、「不言実行」を大義に、思慮深くて高潔な人格形成を目指した「全人教育」を実践してきている。また、健康の秘訣として藤村トヨが提唱した「腰伸ばせ即(すなわち)腹の力」という教えは、事における精神的構えとして現在でも大学を象徴する教訓として生きている。これらの言葉は、今日的観点からも、大学教育活動の基本指針としての意義と輝きを確固として維持している。

現在、「極・匠・伝・凜」

- ・ 「極」 技術力を磨く、動きが変わる
- ・ 「匠」 指導のプロと現場で学ぶ
- ・ 「伝」 学び合い、教え合う
- ・ 「凜」 伝統が創る空気をまとう

を教育スローガンとして掲げている。

2-2 教育目標

建学の精神・理念に基づく、教育目標は、広く教養的知識を授けるとともに深く専門分野の学術技芸を教授研究し、人間性豊かで創造性に富み地域及び国際社会に貢献できる人材を養成することによって、人間社会の進展に寄与することにある。

東京女子体育大学体育学部体育学科、東京女子体育短期大学保健体育科・児童教育学科は令和3年度の教育目的の改正を踏まえ、令和4年度から「教育目標」を以下のように定めた。

教育目標(令和3年度まで)

・大学 体育学部 体育学科

東京女子体育大学は、建学の精神である「心身ともに健全で、質素で誠実、礼儀正しい女子体育指導者の育成」を体現し、その姿勢をもって正しく社会の要請に応え、教育への情熱ならびにより高度な専門知識と技能を有する実践的な指導者の育成を教育の目標とします。

・短大 保健体育学科

東京女子体育短期大学 保健体育学科は、建学の精神である「心身ともに健全で、質素で誠実、礼儀正しい女子体育指導者の育成」を体現し、その姿勢をもって正しく社会の要請に応え、教育への情熱ならびに高度な専門知識と技能を有する実践的な指導者の育成を教育の目標とします。

・短大 児童教育学科

東京女子体育短期大学 児童教育学科は、建学の精神である「心身ともに健全で、質素で誠実、礼儀正しい女子体育指導者の育成」を体現し、その姿勢をもって正しく社会の要請に応え、教育への情熱ならびに高度な専門知識と技能を有する実践的な指導者の育成を教育の目標とします。

教育目標(令和4年度から)

・大学 体育学部 体育学科

1. 一般教養及び体育・スポーツの専門教養を学び、状況を適切に判断し、行動に移す能力の獲得
2. 専門的な知識・技能の習得と思考力、判断力、表現力の獲得
3. 教え合い、学び合うことで培われる人間性の涵養とコミュニケーション能力の獲得

・短大 保健体育学科

1. 一般教養及び体育・スポーツの専門知識・技能を学び、状況を適切に判断し、行動に移す能力の獲得
2. 体育・スポーツを通しての実践的な思考力、判断力、表現力の習得と、主体的、自律的な意欲や姿勢の獲得
3. 教え合い、学び合うことで培われる人間性の涵養とコミュニケーション能力の獲得

・短大 児童教育学科

1. 一般教養及びこどもの身体性の専門知識を学び、状況を適切に判断し、行動に移す能力の獲得
2. 「動きづくり」「音づくり」「ものづくり」による、実践的な思考力、判断力、表現力の獲得
3. 教え合い、学び合うことで培われる人間性の涵養とコミュニケーション能力の獲得

3 中期計画の方針・目標・施策

3-1 教育

(1) 教学マネジメントの流れ

令和2年度は高大接続改革により、大学入試制度が名称の変更を伴いながら大幅に変更となった。また、新学習指導要領が2022年高等学校入学生より、全面実施となる。2025年入学生が、新学習指導要領における教育を受けた生徒を受け入れることから、カリキュラム改訂を行う意思決定をし、令和3年度後期から検討を開始する。中期計画の目標施策は、教学マネジメントの流れに沿って検討することとなり、『教学マネジメントの流れ』として、図式化し別表に示す。

(2) 三つのポリシーの検討

【方針】

三つの方針を関連付けて一体的に定め、毎年検証し、改善を図る。

【目標】

- ① 卒業までに学生が身に付けるべき資質・能力を示すディプロマ・ポリシー(卒業認定・学位授与の方針)と、それを達成するための教育課程の編成・実施の在り方を示すカリキュラム・ポリシー(教育課程編成・実施の方針)、これら二つのポリシーを踏まえて学生を受け入れるためのアドミッション・ポリシー(入学者受入れの方針)をそれぞれ策定する。
- ② 三つのポリシーに基づく大学教育の諸活動を実施するとともに、その結果の自己点検・評価とそれを踏まえた改善に取り組み、大学教育の内部質保証システムを機能させていく。
- ③ 三つのポリシーとそれに基づく教育の実績等を分かりやすく積極的に情報公開することで、高校の進路指導に活かすとともに、産業界からの理解

を得て連携を強化する。

【施策】

- ① 全学年を対象とした『学生調査アンケート』並びに『卒業生アンケート』の実施により教育の質、成果等を検証・評価する。
- ② 『就職先インタビュー』により、本学卒業生の能力、特徴、及び本学の教育に望むもの等々をヒアリングし検証・評価する。
- ③ カリキュラム・ポリシー(教育課程編成・実施の方針)に沿ったカリキュラム編成を構築し、検証・評価を毎年実施する。
- ④ アドミッション・ポリシー(入学者受入れの方針)に沿って、一体的に入試システムが機能していることの検証・評価を毎年実施する。

(3) 教育改革の計画的推進

【方針】

教育の質保証に向けた全学的教育の組織や仕組みの見直しを進める。

【目標】

- ① 学習内容の順序と科目の関連性を把握しやすく、カリキュラム全体の構造や流れ、科目間の関連性をわかりやすくすることにより、学生の学習内容の把握に役立てるものとする。
- ② FD 及び SD 研修会等の充実による教職員の人材育成を行う。
- ③ 電子黒板・実物投影機の整備、超高速インターネット接続及び無線 LAN 整備を推進する。
- ④ 学生が主体的に問題を発見し答えを見いだしていく能動的学習、生涯に渡って学び続ける力、主体的に考える力を持った人材育成を行う。
- ⑤ ICT(情報通信技術)を取り入れたアクティブ・ラーニング(学習者が主体となって能動的に学習活動を行う学習方法)教育プログラムの開発により、授業方法の多様化を目指す。また、人材育成を目標とした各種講座を開催し、社会ニーズと社会構造の変化を見据えた問題解決型の人材を輩出する。
- ⑥ 本学の特色を活かしたカリキュラムを学科ごと展開する。

【施策】

- ① カリキュラム・ポリシー(教育課程編成・実施の方針)に定めている学科ごとのカリキュラムにおける授業科目の特性、授業運営方法について、カリキュラムチェックリストを基にシラバス(授業計画)を改善しながら、三つの方針に基づいた教育活動に繋げる。これを進捗管理することによりディプロマ・ポリシー(卒業認定・学位授与の方針)における、学士課程教育において身に付ける学習成果3大別、「人間形成・知識・技能・理解力・指導力」、「実践的に必要な思考力・判断力・表現力」、「社会との関わり・関心・意欲」の能力の発展・向上を図る。
- ② ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの一貫性を保ち、ナンバリング(学問分野や履修年次、授業形態等を表す数字や記号(科目ナンバー)を付して分類化すること)を活用し、カリキュラムマップを用い、カリキュラムの充実を図る。
- ③ 教職員育成の充実に取り組む。

- ア FD 委員会及び SD 委員会による人材育成に向けた検討会を実施する。
- イ 各種学外研修会・講習会等へ教職員を派遣する。
- ウ FD 研修会及び SD 研修会等を定期的に開催し、ヒアリング及びアンケート等により成果を検証・評価し、内容の見直しを行う。
- ④ 学生が主体的に問題を発見し答えを見いだしていく能動的学習、生涯に渡って学び続ける力、主体的に考える力を持った人材育成を行う。
- ⑤ ICT(情報通信技術)を取り入れたアクティブ・ラーニング(学習者が主体となって能動的に学習活動を行う学習方法)教育プログラムの開発により、授業方法の多様化を目指す。また、人材育成を目標とした各種講座を開催し、社会ニーズと社会構造の変化を見据えた問題解決型の人材を輩出する。
- ⑥ 本学の特色を活かしたカリキュラムを学科ごと展開する。

(4) 内部質保証システムの強化

【方針】

全学的な自己点検・評価体制を構築し、学習成果の検証を行い、教育の質向上・充実を図る。

【目標】

- ① 全学的な自己点検・評価体制を構築する。
- ② 教育の質の向上・充実を目指し、中期目標・計画の進捗管理を確立する。
- ③ 自己点検・評価の結果を検証し、具体的な改善策に取り組む体制を構築する。

【施策】

- ① 「評価委員会」を中心に全学的に自己点検・評価を検証し、組織的な改善に向け関係委員会と連携し、協議を行う。
- ② 「教育の質保証委員会」を中心に、教育の質向上・充実のための進捗管理を実施する。
- ③ 「教育の質保証委員会」を中心に学習成果を焦点とする査定を行う。
- ④ 検証・評価の手法を点検・確認し、毎年見直しを図る。
- ⑤ 学校教育法、大学及び短期大学設置基準等法令が遵守されていることを毎年確認する。

(5) アセスメント・ポリシー(学習成果の評価)

【方針】

三つのポリシーが正しく機能し、大学教育の質の保証が担保されているかを毎年検証し、『教育の質向上のための進捗管理』を推進する。

【目標】

- ① 全学的にアセスメント・ポリシー(学習成果の評価)を掲げ、入学時だけでなく、本学に入学した学生が卒業するまでに身についた学習成果を可視化する。
- ② その際、ディプロマ・ポリシーとの関連で学習成果の達成度を測るための評価方法を用い検証する。

【施策】

アセスメント・ポリシー(学習成果の評価)を基に「教員が何を教えたか」ではなく、「学生が何を学んだか」について成果を検証するためにアンケート調査を実施し、検証・評価を行う。

- ① 『学習成果を測るためのアンケート』(全学年及び卒業生に実施)
 - ア 学生が何を学んだかを定性的・定量的に測り成果を可視化する。
 - イ アンケートの集計結果を基に学年ごとに学習成果を検証する。
- ② 『卒業生の進路先(就職先)へのヒアリング調査』

進路先の人事担当者等に、本学の建学の精神、三つのポリシー及びカリキュラム等についてヒアリング調査を行い、検証・評価を行う。

(ヒアリング内容)

- ア 卒業生の活動等から受ける本学に対するイメージ等
 - イ 本学卒業生はディプロマ・ポリシーに沿った能力を身に付けていたか
 - ウ 本学卒業生の長所または気になる点
 - エ 今後、本学の教育に望むことについて
- ③ 平成29年度から実施している『学生調査アンケート』データの蓄積、分析、活用
 - ④ 『入学時アンケート』データの蓄積、活用
 - ⑤ 前述の①～③のデータと学生データ(GPA(学生の成績評価値)等)の関連性を毎年、検証・評価を続けることによりアセスメント・ポリシー(学習成果の評価)の策定と運用の進捗管理を行う。
 - ⑥ 大学運営における戦略策定や意思決定をサポートするための情報収集・調査活動を促進する(IR機能の促進)。

3-2 学生支援

(1) 教育支援体制の構築

【方針】

建学の精神に基づく教育理念、教育目標により、学生の人間力を高め、人間性豊かな社会人を育成するため、入学から卒業まで一貫した組織的かつ総合的な学生支援及び学生の視点に立った本学ならではの工夫や努力により特段の効果が表れるよう取り組み、学生支援体制機能の充実を図る。

【目標】

学生支援体制を構築し、学生支援に関する方針等の策定により、次の支援機能の充実を図る。

- ① 修学支援(修学サポート)の充実
- ② 課外活動(クラブ・サークル)への支援
- ③ 学生生活支援の充実(学生相談等)
- ④ 進路(キャリア)支援
- ⑤ 健康・メンタルヘルス支援
- ⑥ 障害(聴覚)のある学生への支援
- ⑦ 奨学金の充実

- ⑧ 後援会・藤栄会等との連携強化
- ⑨ その他、学生が求める支援対応の充実など

* 期待される効果

- ア 学生が学習に集中できる環境の整備
- イ 学生生活の様々な悩みの解決
- ウ 学生の人間的な成長の促進
- エ 多様な学生の修学機会の確保
- オ 様々な社会的課題に対応できる人材の輩出
- カ その他、学生が求める支援に係る充実

【施策】

- ① 学生支援体制を構築する。
- ② 学生支援に関する方針を策定する。
- ③ 支援・施策を実施する。
 - ア 修学支援(修学サポート)の充実
 - ・学生が学習を円滑に進めていくことができるよう、相談、指導及び補習指導の実施に取り組む。
 - ・学生が自ら意欲的に修学を進めることができるよう、環境を整える。
 - ・長期欠席、休学者及び退学者等の状況把握と分析を行い、多様な学生がそれぞれに充実した学生生活を送ることができるよう、各部署が連携して適時適切な対応を行う。
 - ・その他、修学に関わる事柄について、適時適切な対応を行う。
 - ・教職課程を履修する学生への支援・指導を行う。
 - ・教職課程の履修学生の資質・能力向上のための支援・指導を行う。
 - ・教職ラーニングステーション(自学自習の場)を充実させ、教員採用試験に対する支援・指導及び教職にかかわる相談・指導を学生一人ひとりに行う。
 - ・保育士、幼稚園教諭を目指す学生に対して、担当教員によるきめ細かな指導を行う。
 - ・その他、保育、教職を目指す学生一人ひとりに適時適切な対応を行う。
 - イ 課外活動(クラブ・サークル)への支援充実
 - ・大学の知名度アップ、愛校心を高めるための特定部活動の強化育成等に取り組む。
 - ・クラブ・サークル・ボランティアの活動を積極的に取り組めるよう支援する。
 - ・クラブ・サークルの活動状況並びに加入率の調査・分析による側面的支援を行う。
 - ・その他、課外活動に関する支援を行う。
 - ウ 学生生活支援の充実(学生相談等)
 - ・学生の健全な心身を維持増進するため、学生一人ひとりが快適、安全、安心かつ経済的に安定した学生生活を送れるよう支援する。
 - ・学生生活を送るうえで学業や進路、性格、人間関係などの悩みや困ったことの相談や手助けをする相談窓口を充実する。
 - ・授業や学生生活について、質問や相談が気軽に受けられるようオフィ

スアワー等を設定する。

エ 進路(キャリア)支援の充実

- ・入学時から就職等への支援を段階的に開始し、就職決定並びに進路先の決定まで学生一人ひとりに手厚く支援し、学生が生涯にわたって正しい職業観・勤労意欲を身に付け、自分に適した職業を見つける能力と勤労意欲を養い、自主的・積極的に就職活動を進められるように入学期から体系的・計画的な支援、指導を行う。
- ・キャリア教育と連携して希望する就職への実現を支援する。
- ・学生一人ひとりに応じた就職相談・指導と学年別に実施する個別面談による就職支援を行う。
- ・就職活動状況を逐次、東女体就活支援ナビ(キャリアタス UC)により提供し、就職活動を支援する。
- ・キャリアデザイン授業でキャリア形成に必要な力をつけさせる。
- ・インターンシップ授業を実施し、学生の就職意識の啓発・深化を図り、主体的な職業選択能力を養成する。
- ・就職・資格取得ガイダンスを実施し、学生の意識と基礎的就職力のレベルアップを図る。
- ・「大学3年短大1年生全員」を対象に就職活動に向けて基礎的な講座を行い、直前講座に繋げる。
- ・学生のより良い就職を実現するため、キャリアカウンセリングを通じ就職相談・職業紹介・就職対策を実施する。また、学内にて企業説明会等を実施する。
- ・卒業学年の進路状況の把握、集計、記録、分析を行い、よりよい支援体制の検討や支援プログラムの展開を行う。
- ・就職推進懇談会や企業への訪問を行い、学生の就職実現のための情報収集、意見交換及び幼稚園・体育施設・企業関係者への積極的な働きかけを行う。
- ・就職先企業へのインタビューを行い、本学学生の社会人基礎力を確認また企業が求める人材育成に必要な情報を得て対策講座等に活かす。
- ・資格取得支援として、各種資格取得の助言・指導を行う。健康運動指導士及び健康運動実践指導者等資格取得のための対策講座を開講する。また、ビジネス知識習得を目的に秘書検定対策講座を開講し、秘書検定試験の準会場として学内で実施する。
- ・地域スポーツ施設の理解を深めるため実習を行い、地域スポーツ指導者としての資質を養い、就職の機会を広める。

オ 健康・メンタルヘルス支援の充実

健康で充実した学生生活を送れるよう以下の支援を行う。

- ・定期健康診断の100%の実施率をめざし、事後処理を速やかにする。その結果から、必要な保健指導をする。
- ・急病や外傷に対して、速やかに応急処置を行い、必要な場合外部の医療機関に繋ぐ。
- ・整形外科医、女性医師による診察および公認心理師によるメンタル相

談など学生へのサポートをする。

カ 障がいのある(聴覚)学生への支援の充実

- ・聴覚障害学生の履修科目にノートテーカーを配置するとともに、UD トーク(聴覚障害者とのコミュニケーションをパソコンや携帯電話を使って行うためのソフトウェア)による支援を行い、授業内容の理解を深め、学習活動がより円滑に進むよう支援する。
- ・障害のある学生が授業や学生生活について、質問や相談が気軽に受けられるよう相談窓口を充実させる。

キ 奨学金、学生保険

- ・藤村学園育英奨学金、藤村トヨ奨励金、スポーツ奨学金、学校法人藤村学園スカラシップ制度(給付型奨学金入学制度)、藤村学園スポーツ特別奨学金などの奨学金の充実を図る。
- ・学生保険制度(学生教育研究災害傷害保険・学研災付帯賠償責任保険・学研災付帯学生生活総合保険・スポーツ安全保険等)の充実を図る。

ク 後援会、同窓会(藤栄会)等との連携強化

学生の保護者等で組織される後援会と本学卒業生を会員として組織される同窓会(藤栄会)の事務所がキャンパス内に設置されており、学生や保護者のニーズへの対応並びに連携強化を図りやすい環境が整っており、学園の発展と学生の修学・厚生福利などの業務の見直しを行い、大学の発展と更なる事業の充実・展開を図り、連携強化に努める。

ケ 学生支援における体制の確立

建学の精神を生かした教育理念・教育目標を実現するための学生支援体制を構築し、入学から卒業までの一貫した学生支援体制、学生の立場に立った総合的な学生支援を確立し、学生支援体制の向上を図る。

(2)キャリア支援

【方針】

就業率を高める就職支援体制の強化及び既卒者を含む就職未内定者に対する就職支援を強化する。

【目標】

- ① キャリアデザイン授業との連携による支援体制の充実
- ② 多岐にわたるガイダンス及び就職関連対策講座による就職支援体制を実現する。
- ③ 資格取得支援の強化により資格取得の増加を図る。
- ④ 大学・短期大学それぞれの学科の特性に合わせた進路指導を行う。
- ⑤ インターンシップ先の開拓及びインターンシップの機会の増加を図る。
- ⑥ 既卒者への支援の強化を図る。

【施策】

- ① キャリアデザイン授業担当教員との連携を図り、入学時から進路に対する意識を持たせる。
- ② 就職支援体制を強化(1年次からの支援体制の充実と既卒者対応)する。
 - ア 個別面談を実施
 - イ 就職対策講座基礎編から直前編までの流れの充実

- ウ 企業人事担当者の外部講師招聘数の増加等
- エ 外部講師による面接、グループディスカッション等の講義機会増加等
- オ SPI 対策講座の強化充実
- カ 公務員対策講座の強化充実

※大学・短期大学に分けた対策指導の実施

各種公務員採用試験合格者を増やすために、それぞれの試験の特徴を考慮し一次試験対策(教養試験)、二次試験対策(論文試験、面接試験、適性検査等)と段階的な指導を実施する。また、低学年を対象とした文章力・計算力の基礎学習を目的とした講座も準備する。(講義内容の評価については授業ごとの授業評価を実施し、成果については公務員試験合格者実数で測る)また、公務員採用試験の情報を1年次から提供し、希望職種の確認・調査を行い対策する。

- ③ 就職のための資格取得支援の強化(受講者数、資格取得者数、学生アンケート等を勘案して評価する)
 - ア 社会的ニーズ並びに学生ニーズを勘案し、就職に役立つ資格取得体制を編成する。
 - イ 大学・短期大学(保健体育学科・児童教育学科)卒業後の進路先の拡充を図るため、企業アンケート等を基に本学学生に対する企業ニーズを把握し進路指導に活かす。また、学生の進路希望調査を基に、学生の希望を把握した進路指導を実施する。
 - ※短期大学生は、第1学年前期からアンケート調査を実施
- ④ 進路相談の個別対応の充実(コンサルティング依頼件数と希望職種調査にて評価)を図る。
 - ア キャリア支援課員とキャリアカウンセラーの連携による円滑な対応
 - イ 既卒者への対応の強化
- ⑤ インターンシップ授業の充実を図り、またインターンシップ説明会等のガイダンスを複数回開催して科目履修者数の増加を図る。
- ⑥ 教員志望の在校生及び既卒者は、教職センターと情報共有し、試験対策及び就職支援を図る。
- ⑦ 卒業時のアンケート、進路先企業へのヒアリング調査の集計結果を基に成果を検証・評価する。

(3) 教職支援

【方針】

教員採用試験の合格率を高める支援体制及び既卒者への支援を強化する。

【目標】

- ① 教員採用試験合格者数の倍増を図る。
 - ア 小学校教諭採用試験合格者数の増加(児童教育学科、大学体育学科)
 - イ 中学校・高等学校教諭採用試験合格者数の増加
- ② 既卒者の教員志望者の把握と支援
- ③ 教職ラーニングステーションの充実

【施策】

- ① 教員採用試験等の合格者数を増やすため次の項目を行う。
 - ア 教師力養成講座、教養対策講座及び教員採用試験対策講座の充実
 - イ キャリア支援課との連携強化
- ② 教員志望の既卒者との連絡体制を作り、各種対策講座等の情報を伝える。
- ③ 既卒者の教職ラーニングステーションの利用と情報の共有化を図る。

3-3 研究

(1) 研究活動の充実

【方針】

女子の体育・スポーツ・レクリエーション等とこれに関連する研究調査を行い、その向上、発展に資する。

【目標】

- ① 個人研究及び共同研究や研究関連情報の収集・提供等研究活動の充実を図る。
- ② 研究の一環として実施している学生主体での体カテストの測定・分析・評価を継続して行い研究活動の充実を図る。

【施策】

- ① 個人研究・共同研究に対する本学園独自の補助を行う。
 - ア 個人研究費
 - イ 共同研究費
 - ウ 奨励個人研究費(個人研究に加え、教員が研究内容の充実を図り、その研究成果を当大学や学会等の紀要や研究誌に発表することを奨励する)
 - エ 学長奨励研究費(本学の教育内容の充実・改善に資することを目的とした研究等を学長が奨励し研究費を支給する)
- ② 健康・体力に関する研究の一環としての体カテストを、学生主体での測定実習として行い、その結果を分析・評価し、学年・学科・種目別平均値等の体カプロフィールを作成し、継続資料として蓄積する。
- ③ 研究フォーラムを開催し、女子体育研究所共同研究、教員の個人研究及び共同研究の成果を本学教員と学生に発表する。

(2) 多様な外部資金の獲得

【方針】

研究活動に係る補助金等を積極的に獲得する。

【目標】

科学研究費及び受託研究費等の補助金を積極的に獲得し、研究活動を行う。

【施策】

- ① 科学研究費の申請説明会を積極的に行う。
- ② 受託研究費・委託研究費・研究奨学寄付金に関する情報の収集と提供を積極的に行う。

(3) 学内・学外との研究連携促進

【方針】

産官学や多様なコミュニティとの適切な連携事業を推進する。

【目標】

産官学や多様なコミュニティの連携による研究を実施する。

【施策】

中核となる研究、産官学等との連携の調査を行う。

(4) 時代の要請に応えた研究成果の社会還元

【方針】

広く国内外へ公開し、社会の発展に寄与する。

【目標】

研究成果の情報を発信することで、国内外に認知され、評価される大学を目指す。

【施策】

- ① 研究者情報(業績)の一元化及び教員の事務的業務の効率化に寄与する
研究者情報管理システムを引き続き活用し、研究活動を実質的に支援する。
- ② 紀要の発行
紀要は教員の研究成果を論文として発表する機会を設けるため毎年発行し、全国の大学や国立国会図書館・関係出版社等にも配布するとともに本学学術機関リポジトリで公表する。
- ③ 所報の発行
所報は研究所の研究事業及び共同研究を研究報告として発表する場として毎年発行し、全国の大学等に配布すると同時に東京女子体育大学・東京女子体育短期大学学術機関リポジトリで公表する。
- ④ 研究者情報の開示(教員の研究業績の開示)
 - ア 本学の研究資源として、教員の持っている知的資源、資質・能力及び本学独自の研究指導成果を広く公表する機会とする。
 - イ 教員の研究領域や分野を相互に理解し、研究活動を充実させ、研究集団としての価値を高める機会とする。
 - ウ ホームページ(教員情報)及びresearch map(教員名又は大学名で検索)において、本学教員の研究業績の開示を行う。
- ⑤ 研究倫理
教職員を対象として、研究倫理に関する研修会を実施する。

3-4 社会貢献

【方針】

地域社会に貢献できる開かれた大学運営を推進する。

【目標】

地域社会・地域住民にとっての「知の拠点」「スポーツ文化の拠点」として、広く一般に公開されている大学を目指す。

- ① 産官学の組織連携を強化し、「知の拠点」としての大学の役割を果たすとともに、産学、官学等の結節点としての役割を果たす。
- ② 地域の多様な社会人を受け入れ、「スポーツ文化の拠点」として時代の要請に応じた生涯学習の場を広く提供する。
- ③ 大規模災害への対応として、日常的に地域社会と減災活動に取り組む。
- ④ 環境問題を始めとする社会全体のサステナビリティ(持続可能性)を巡る課題について積極的に対応する。
- ⑤ 教育、文化及びスポーツ等に関する地域社会からの要請に基づき、教員及び学生を派遣し、社会貢献の一環としてのボランティア活動の充実及び支援を積極的に行う。

【施策】

- ① 社会連携・貢献に関する方針を策定し、地域社会に貢献できる開かれた大学を実現するための体制を整える。
- ② 公開講座の充実
 - ア 体育大学及び短期大学(保健体育学科・児童教育学科)ならではの人材リソースを活かした、講座を年間20講座以上開講する。
 - イ 地域児童へスポーツによる国際交流の発展を推進させる。特に、定期レッスンにおける外国人指導者招聘事業を充実させ推進を図る。
- ③ 環境問題を始めとする社会の持続可能性を巡る課題について積極的に対応する。
 - ア 現在、国立市と立川市の2市との包括連携を締結しているが、この包括連携をさらに多摩地区の各市町村との連携に発展させ、地域連携の輪を拡げる。(公開講座、ボランティア活動協力・近隣の市と情報共有)
 - イ 体育大学の特色を活かせる研究開発体制の情報収集など、地域産業界と連携し、産官学の組織連携を強化する。
- ④ 社会貢献の一環としてのボランティア活動の充実及び支援を積極的に対応する。
 - ア ボランティア活動への取り組みから授業では学べないコミュニケーション能力を高める場をつくる。
 - イ 社会貢献、近隣地域の活性化に取り組む。

3-5 施設設備・キャンパス計画

(1) 施設設備

【方針】

教育環境の整備充実及び中長期保全計画に基づく施設の保全・更新を行う。

【目標】

- ① 照明設備 LED 化改修工事
 - ア 2022年度10号館
 - イ 2023年度9号館プール
 - ウ 2024年度8号館
- ② 受変電設備更新工事：2021年度
- ③ 5号館第1体育館床改修工事：2021年度
- ④ ソフトボール場改修工事：2021年度
- ⑤ 陸上傾斜走路改修工事：2021年度
- ⑥ 10号館3階改修工事：2021年度
- ⑦ 10号館トレーニングルーム改修工事：2021年度
- ⑧ 4号館プロジェクター更新：2021年度
- ⑨ 10号館キュービクル更新工事：2021年度
- ⑩ 1号館吸収式冷温水機改修工事
 - ア 2022年度
 - イ 2023年度
 - ウ 2024年度
- ⑪ 9号館外壁改修工事
 - ア 2021年度 西側
 - イ 2022年度 北側
 - ウ 2023年度 東側
 - エ 2024年度 南側
- ⑫ 3号館エレベーター新設工事：2022年度
- ⑬ 情報機器の更新
 - ア 2021年度 無線 AP(中継器)の増設、仮想サーバの更新、
教育工学 PC 教室の機器更新
 - イ 2022年度 ファイヤーウォール(情報通信制御装置)更新、
2号館 ICT 機器の更新
 - ウ 2023年度 エッジスイッチ更新
 - エ 2024年度 無線 AP 更新
- ⑭ 建物劣化度診断対応工事各号棟毎に対応
- ⑮ 11号館第7体育館雨漏り屋根改修工事：2022年度
- ⑯ 4号館武道場(柔道用)床改修工事：2021年度
- ⑰ 10号館第6体育館改修工事：2021年度
- ⑱ 陸上グラウンド拡張工事：2022年度
- ⑲ 3号館下屋改修工事：2022年度
- ⑳ 8号館屋上及び下屋改修工事：2023年度
- ㉑ 9号館屋上及び小バルコニー改修工事：2024年度

【施策】

- ① キャンパスの老朽化に伴い、中・長期計画に基づいた改修工事を実施し、施設設備の整備を行っていく。
- ② 照明のLED化や老朽化した設備を更新し、学習環境の整備・充実に取り組むとともに安全・快適な教育環境を目指す。また、省エネルギーに努め学内関係者の意識の高揚を図る。
- ③ 障害者対応としてバリアフリー化を推進するとともに、スロープ、トイレ、エレベーター、自動ドア等を設置し環境整備を行う。
- ④ 藤村スポーツセンターに障害者対応として、エレベータートイレ及び車椅子用の観覧席を設置する。
- ⑤ 情報機器の更新を行い、情報ネットワーク環境を充実させ、学内無線LANを整備するとともに、マニュアルの整備を行う。

(2) キャンパス計画

【方針】

キャンパスの特徴を活かした中・長期計画に基づくキャンパス構想を推進する。

【目標】

- ① 藤村スポーツセンター新築工事：2021年8月末竣工予定
- ② 老朽化した建物の建替え

【施策】

- ① 新体操競技が主用途の体育館（Aアリーナ）、バレーボールやバスケットボールが主用途の体育館（Bアリーナ）、各クラブ活動と各クラブの基礎練習として使用できる多目的ルーム及びトレーニングルームを備えた藤村スポーツセンターを、2021年8月末に竣工する。
- ② 藤村スポーツセンター竣工後、6号館（学生食堂、合宿室、保育演習室）・7号館（第2体育館、第3体育館）・8号館（合宿室、シャワー室、更衣室）の機能を視野に入れた5号館（第1体育館）の建替えを推進する。

3-6 大学運営

(1) 人事

(1)-1 採用

【方針】

- ① 専任教員の採用：今後の体育教育の動向を見据えた幅広い教養教育、実践型教育を通じて、学生の豊かな個性を伸ばす優秀かつ熱意ある教員の採用を実施する
- ② 専任職員の採用：学校教育に熱意ある有能な職員の採用を実施する。

【目標】

- ① 教育目標を実現し優れた研究活動と社会貢献活動を展開するため、男女比や年齢の構成にも配慮した教員組織を整備する。
- ② 長期構想や中期計画に基づく事業に必要な人材（能力）を見定め、求める人材像を明確化する。

【施策】

- ① 専任教員の男女比、年齢構成を分析し、中・長期的なバランスに配慮した任用計画を策定する。
- ② 専任職員の男女比、年齢構成を分析し、長期構想や中期計画に基づく事業に配慮した任用計画を策定する。
- ③ 管理を適正化するため人事ファイルを整備する。

(1)-2 評価制度

【方針】

効果測定手法による評価を推進する。

【目標】

専任職員の評価基準を整備して、個々の能力の効果測定手法を明確化し、人材の有効活用を図る。

【施策】

評価基準の検証を行い、本学園に適した効果測定の手法を摸索していきながら、検証・改善を継続して確立に向けて進める。

(2)組織

【方針】

事務組織の不断の見直しを推進する。

【目標】

各部署の業務の質的向上、量の標準化等を図るための施策を策定する。

【施策】

事務組織改善を進めるため、改善案の検討、策定を行い提案する。

(3)人材育成

(3)-1 研修制度

【方針】

教育研修制度を推進する。

【目標】

必要な知識や経験を計画的に習得するために教育研修制度を体系化し、人材育成を推進する。

【施策】

教育研修制度の検証を行い、体系的に整備する。

(3)-2 FD・SD

【方針】

教育改革の計画的推進(短期大学並びに大学の改革)：本学が掲げている建学の精神を生かした教育理念、教育理念を踏まえた教育目標を基礎として、変化の激しい社会、新しい時代にふさわしい本学としての個性、特色、特性などを十分に発揮できるよう改善・充実を推し進める。

【目標】

教員及び職員育成を充実させる。

- ア 各研修にかかわる規程の整備完了に基づき、全学的な体制での教育の質的向上に向けた取り組みを支援する。
- イ 各研修における進捗管理により、大学価値向上を確実に推進し、教員と事務職員等は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図るため適切に分担・協力・連携を行い、教職協働体制を確保し、次なるステージへ押し上げる。
- ウ 学園研修会等を充実させ、具体的な改善に向け努める。
 - ・FD(ファカルティ・ディベロップメント：教員の資質向上のための組織的な取り組み)の充実
 - ・SD(スタッフ・ディベロップメント：大学教職員の資質向上・能力開発のための組織的な取り組み)の充実

【施策】

- ① 認証評価結果を踏まえて、SDに関する規程等を整備する。
- ② 実効性ある中期的な計画の策定・実行・評価(PDCA サイクル)による大学価値向上を確実に推進するため、教員と事務職員等は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図るため適切に分担・協力・連携を行い、教職協働体制を構築する。
- ③ FD(ファカルティ・ディベロップメント)
 - FD 委員会において、規程に基づき項目ごとに十分に審議し、FD の活性化を図る。
 - ア 三つの方針(ポリシー)の実質化と教育の質保証の取組みを推進するため、教員個々の教育・研究活動に係るPDCA を毎年度明示する。
 - イ 教員個々の教授能力と教育組織としての機能の高度化に向け、学長のもとにFD 推進組織を整備し、年次計画に基づき取組みを推進する。
- ④ SD(スタッフ・ディベロップメント)
 - ア 全ての教員・事務職員等はその専門性と資質の向上のための取組みを推進する。
 - イ SD 推進に係る基本方針と年次計画を定め、計画的な取組みを推進する。
 - ウ 教職協働に対応するため、事務職員等としての専門性、資質の高度化に向け、年次計画に基づき業務研修を行う。

(4) 入学試験

【方針】

- ① アドミッション・ポリシーに基づき入学者選抜を適切に行う。
- ② 適正な入学選抜方法により安定的に受験生を確保する。

【目標】

- ① アドミッション・ポリシーに基づき入学者選考の方法(総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜等)を適切に行い、かつ各入学者選抜において学力の三要素(知識・技能、思考力・判断力・表現力、主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度)の総合的な評価を行う。
- ② 入試要綱等に基づき選抜試験・合否判定を適切に行う。
- ③ スカラシップ生として入学した学生の情報を他課と共有、学修支援に努める。

- ④ 上記①から③を基本に必要な応じて選考方法の改善を行う。

【施策】

- ① アドミッション・ポリシーに基づいた入学者受入れ、入学者選抜(総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜等)が適切に行われているか検証・評価を行う。
- ② 本学はもとより受験生の意向を調査しつつ、入試人員について検証・評価を行う。
- ③ 社会情勢の変化に対応、入学者選抜の多様化(オンライン面接等)の積極的導入を図る。
- ④ 入学試験案内、大学案内、HP等に募集人員、入試制度、選考方法等について明示、入学後の成績・学籍状況等を調査し、それぞれの制度における選考方法と合否判定が適切か検証・評価する。
- ⑤ 入学試験の結果と高校の実情及び受験生の意向をふまえ入試日程及び募集人員を検証し、次年度の入学試験の実施・運営に生かす。
- ⑥ 奨学生として入学した学生の情報を他課と共有、学修支援に努める。
- ⑦ 上記①から⑥を基に、PDCAサイクルによるアドミッション・ポリシー並びに入試方法の改善と検証・評価を行う。

(5) 広報

【方針】

本学の教育理念、特色、教育内容、入試制度、求める人物像を受験生及び高等学校並びに社会へ周知し認知度を高める。

【目標】

- ① 本学の入試制度及び求める人物像を、受験生及び受験生の保護者、高等学校等関係者に対し広報活動を行い周知する。
- ② 本学の建学の精神、教育理念、教育目的、教育目標、三つのポリシー、教育の特色等を、大学案内、HP、その他広報誌を通じて広く周知する。
- ③ 進路アドバイザー・本学教職員による高校訪問、進路説明会等による広報活動を組織的に実施する。
- ④ オープンキャンパスへの参加者数の増加及び出願へつなげるための広報活動を行う。
- ⑤ 大学進学セミナー等の参加者数の増加につながる広報活動を行う。

【施策】

- ① 本学の入試制度及び求める人物像を、受験生及び受験生の保護者、高等学校関係者に対し広報活動による周知を図る。
- ② 本学の建学の精神、教育理念、教育目的、教育目標、三つのポリシー、教育の特色等を、大学案内、HP、その他広報誌を通じて広く周知する。
- ③ 進路アドバイザー・本学教職員による高校訪問、進路説明会等による広報活動を強化する。
- ④ オープンキャンパスの参加者数の増加及び出願へつなげるための広報及び企画の充実を図り、参加者数及び参加者アンケート、受験状況等を通じて検証・評価する。

- ⑤ 大学進学セミナーの参加者数の増加及び参加させるための広報及び企画の充実を図り、参加者数及び参加者アンケート、受験状況等を通じて検証・評価を行う。

(6) 図書館

【方針】

- ① ラーニングコモンズ(学生の学習支援を意図して大学図書館に設けられた場所や施設)の整備・充実
- ② 大学図書館が果たす基本的機能の充実

【目標】

- ① 複数の学生が集まって、電子情報資源や印刷物を含めた様々な情報資源から得られる情報を用いて議論を進めていく学習スタイルを可能にする「場」を提供する。
- ② 大学の教育研究に関わる学術情報の体系的な収集、蓄積、提供を行う。

【施策】

- ① ラーニングコモンズ(learning commons)の整備
 - ア 図書館や大学などの施設で自学学習をする利用者の利用目的や学習方法にあわせ、図書館資料や ICT(情報通信技術)を柔軟に活用し、効率的に学習を進めるための人的な支援を含めた総合的な学習環境を整える。
 - イ 大学などの教育施設において、これまで別々の施設で提供されてきた情報資源、ICT の利用環境、利用者同士や教職員との共有スペースなどを、学習目的にあわせて柔軟に利用できるように設備や要員を配置する。
 - ウ 学生がこれまでに身に付けた知識や技能を大学でよりいっそう高め、深め、広げていく場として、自主学習・グループ学習などを行える場所として、また授業・ゼミナール・セミナーなどのために活用できる場所として利用する。併せて学生や教職員の知的交流活動の活性化を図る。
 - エ 互いにコミュニケーションを図りながら、自らが自主的に学習するための開かれた空間として活用する場を提供する。
- ② 大学図書館が果たす基本的機能の充実
 - ア 学生の教育・学習、教員の研究活動を支援し、図書をはじめとする雑誌、新聞、映像、電子資料、学園史資料の収集・提供・保存の充実を図る。
 - イ 学外機関との相互協力により、図書館間の資料の相互補完の充実を図る。
 - ウ 国立情報学研究所の目録所在サービスへの図書・雑誌所蔵登録
 - エ 学生の学習時間の確保をめざすため、平日授業終了後 19 時、土曜日は 14 時とし、試験期間、卒研提出期間前には 20 時まで開館時間を延長し対応する。
 - オ 広報活動として、年 2 回発行している図書館だより「リーヴル」の内容を充実するとともに、ホームページ(図書館ページ)の内容を見直し更新に努める。
 - カ 図書館運営委員会行事の充実を図る。

- ・ライブラリーツアー
 - ・読み聞かせの会 「絵本から広がる子育て」
 - ・図書館は楽しい ー子どもと一緒にー
「絵本の読み聞かせ」、「紙芝居」、「クラフトワーク」他
- キ 地下書庫の図書整理に努める。

③ 図書館レファレンスサービスの充実

図書館利用者が学習・研究・調査を目的として必要な情報・資料などを求めた際に、図書館員等が情報そのものあるいはそのために必要とされる資料を検索・提供・回答するサービスを充実させる。

(7) 危機管理

【方針】

防犯・防火・防災対策による安心・安全なキャンパス環境を整備する。

【目標】

- ① 防犯・防火・防災対策による安全で快適なキャンパス環境を整備する。
- ② 危機管理意識の啓発を行う。

【施策】

- ① 学生に対する防犯対策は、所轄警察署に依頼して防犯講話、事例紹介を行い学生の防犯意識を高め、注意喚起しているが、実施回数・内容について検討する。
- ② 守衛による外部来校者の確認により、不審者の侵入を防止するとともに防犯カメラを設置し、防犯対策を徹底する。
- ③ 学生、教職員、近隣住民を対象にした避難訓練の実施や、職員と警備員、設備員、売店従事者を対象にした防火訓練の実施の他に、施設設備の災害防止対策にも取り組む。
- ④ 国立市の広域避難場所に指定されている他、国立市、立川市と連携協定締結により協議会を開催し、災害発生時の対応について協議していく。
- ⑤ 備蓄食料等の整備状況を検証する。
- ⑥ 災害時対応マニュアルを見直す。
- ⑦ 危機管理マニュアルを整備するとともに、危機管理意識の啓発を図る。

3-7 財務

(1) 財務計画

本学園の財政状況は、事業活動収支計算書で見ると基本金組入前当年度収支差額は平成25年度決算より収入超過に転じており、令和2年度においては新型コロナウイルスの影響で支出が膨らんだものの収入超過の見込みである。

経営基盤の確保については中期財務計画に基づき、平成28年度に学費改定、平成30年度には学費改定並びに実験実習料を追加するとともに、短期大学児童教育学科に保育士養成課程を設置し収容定員の増員に努め、そして令和2年度に学費改定を行い収入の安定化に取り組んでいる。また、経費節減や外部資金獲得等で収支構造の改善を行っているが、藤村スポーツセンター建設資金支出による運用資産減少に伴う利息の減少や、消費税10%への引き上げに伴う

経費の増額などは収支差額に大きな影響を及ぼしている。こうした状況の中、今後の財務計画は、教育・研究の一層の向上を目指し、本学園のプレゼンスを高めるため、次のとおり策定する。

【方針】

- ① 収入については、学費の改定と収容定員充足率を考慮のうえ収入総額を定める。
- ② 支出については、収入状況に応じて計画することを前提とし、教育・研究の維持向上、キャンパス計画に基づく藤村スポーツセンター建設、施設設備の改修工事及び機器備品の更新など今後の施設整備への対応等本学園のプレゼンスを高めていくために必要な施策を進める。また、人件費や教育研究経費、施設計画に要する資金への予算配分については、人件費率や教育研究経費の比率等の目標を設定し、長期的な視点に立って、財務計画に反映させることとする。

【目標】

- ① 基本金組入前当年度収支差額は、毎年度黒字とする。
- ② 事業活動収支差額比率4%以上を目標とする。

【施策】

① 事業活動収入

- ア 収入の主体である学生生徒等納付金は、次のとおりとする。
 - ・ 入学定員：大学は入学定員数以上を見込む。短期大学は18歳人口の減少及び女性の4年制大学志向等により、今後大幅な増加が見込めないと予測されるため、令和3年度から保健体育学科と児童教育学科の入学定員を変更(減少)する。また、今後の定員充足率の状況により判断する。
 - ・ 学納金改定については、財政基盤の安定や同系の大学・短期大学の状況を踏まえて検討する。
- イ 補助金については、短期大学の定員充足率の増加による経常費補助金の増加を見込む。
- ウ 寄付金については、複合体育館建設及び教育振興(クラブ支援等のスポンサーの拡大含む)の寄付金の積極的な受入れを推進する。また、複合体育館に変わる新たな目標を設定する。
- エ 受託研究費及び競争的外部資金等の受入れを強化する。
- オ 資金運用収入については、効率的な運用に努める。
- カ 収益事業(プール賃貸業)からの繰入金については、前年度実績を確保する。
- キ 補助活動事業については、ふじ寮の入寮率100%確保に努める。

② 事業活動支出

- ア 固定的な経費を見極めたうえで、個別経費を必要性、緊急性等を十分精査するとともに、過年度の執行状況を勘案し措置する。
- イ 新規要求は一増一減の考えのもとに、既存の予算を削減し、その財源を明らかにして要求することを原則とする。提出された要求に対しては、効果や実績等を勘案して査定する。
- ウ キャンパス計画と連動した資金計画を策定し実行する。

③ 基本金組入計画

ア 第1号基本金

藤村スポーツセンター建設費中間支払金など建物、構築物、機器備品、図書等の固定資産を組み入れる。

イ 第2号基本金

藤村スポーツセンター資金を組み入れる。また、藤村スポーツセンター建設後、新たな事業の展開を想定し一定額を組み入れる。

ウ 第3号基本金

教育及び奨学金対象基金は、修学支援拡充のため既存積立額を5億円増額する。令和3年度以降5年間にわたり毎年1億円積立てる。

エ 第4号基本金

学校法人会計基準に基づき所定額を組み入れる。

別表

東京女子体育大学・東京女子体育短期大学 教学マネジメントの流れ

年度	令和12年 2020	令和13年 2021	令和14年 2022 第31・32両年度	令和15年 2023	令和16年 2024	令和17年 2025	令和18年 2026	令和19年 2027	令和20年 2028	令和21年 2029	
項目	第1期										
	第2期										
中期計画	第1期中期計画実行開始										
事業計画	重点事業	中期総括(3月末)									
	P D C A	中期総括(3月末) 中期総括(3月末)									
	点検評価	中期総括(3月末) 中期総括(3月末)									
自己点検評価	点検評価年報 発行	令和15年・4年度 点検評価年報 (令和15年12月発行)									
	評価項目検討	第1期の評価結果を踏まえ、第2期(令和16年度～)評価項目を検討開始									
P D C A	評価(○)→改善(A)→目標設定(ℓ)→実行(ℓ)										
	第3期→3Bの～86 内部評価保証の一層の重視、教育のPDCAの徹底、教学マネジメントの重視										
保証評価	第3期に向けて、教員の質保証から教育の質向上対策、全学的教学マネジメント体制構築・運用、中期計画の目標の達成										
	短大大学保証評価										
質保証	アセスメント プラン ○準備 ○実施 ○点検項目	設定1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
		設定1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
	短大大学 P D C A	短大大学保証評価									
	学生サポートフォリオ	検討開始/ℓ満足									
	ルーブリック	ℓ満足									
入学関係	○令和13年(2021) 専入試から、短期→学校推薦型選抜(11月～合格12月以降)、「学力不問」を廃除、定員超過500とし、一般入試→一般選抜(1月25日～合格発表3月31日まで、学力の3要素の評価の具体化)、並考力を見る決定の個別試験への導入、課程修業等の活用による主体性等の評価)とした。										
	○課程改善の変更(指導上の参考となる諸事項の追加・詳細化、評定平均値→学習成績の状況)、推薦型、志願者数との対立、電子推薦書提出等の検討										
新学習指導要領対応実証	小学校 中学校 全面導入										
	高校1年 (2022入学生から)										
大学教養課程開設・実施	短大大学保証評価										
	短大大学保証評価										
短大教養課程開設・実施	短大大学保証評価										
	短大大学保証評価										
新カリキュラム開設に係るスケジュール等	新カリキュラムの検討開始										
	3つのポリシー及び新カリキュラムの構想(方針)、新入試制度(方針)公表										
カリキュラム	短大大学保証評価										
	短大大学保証評価										